

## 2019 年社会保障の拡充を求める要望書の回答

### 1、だれもが安心して医療を受けられるために

#### 1、 社会保障としての国民健康保険を住民本位に運営してください。

##### (1) 高すぎる保険税を引下げて、所得に応じて払える保険税にしてください。

国保税が高すぎて納められないは実態があります。医療機関を利用できずに病気が悪化する事につながり、手遅れで亡くなる事態も起きています。滞納をふせぐためにも所得に応じて払える保険税水準に保険税率を見直す必要があると考えます。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

##### 【回答】

本年度に税率改正をさせていただき、改正に併せて賦課割合を50対50から55対45を目安に見直しをさせていただきました。今後も賦課割合を含めた税率改正は必要と考えておりますのでご理解いただきたいと存じます。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

##### 【回答】

子どもの保険税均等割負担の廃止につきましては、財政上大変厳しい状態であるため難しいものと考えております。子どもの保険税均等割負担の廃止が制度化され廃止分の税収が補填されるよう国等に要望していきたいと考えております。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

##### 【回答】

一般会計も大変厳しい状況であるため増額は難しい状況でございます。また一般会計の繰入につきましては、広域化により減額していくための赤字解消計画を提出させていることもあり市町村ごとにばらつきがあるものの減少傾向となっておりますのでご理解いただきたいと存じます。

#### (2) 国保税の減免(国保法 77 条)制度の拡充を行なってください。

この間の国保税の申請減免件数が増加してきましたが、昨年のアンケート結果では滞納世帯数が全県で19万7千世帯に対して申請減免実施は約5千世帯の実施であり約2.5%です。減免制度を十分に機能させる事が重要であると考えます。

① 保険税申請減免の基準を生保基準1.5倍に設定するなど、制度を拡充してください。

##### 【回答】

上位法等のかねあいも含めて検討していきたいと考えております。

② 災害時の減免基準を拡充してください。

##### 【回答】

災害時の減免につきましては厚生労働省等の事務連絡などにより減免を実施しております。減免基準に関しましては、明確な基準はございませんが毛呂山町国民健康保険

税条例で天災その他特別事情がある者として明記してございますのでご理解いただきたいと存じます。

### **(3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。**

経済的理由により病気であるにも関わらず診療をためらい、手遅れになる事態を避けるようにすることは、住民のいのちを守る重要な課題であると考えます。

- ① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍に設定するなど、制度の拡充を行なってください。

#### **【回答】**

一部負担金の減免につきましては当町の減免基準は生活保護基準の 1.2 倍となっておりますが他の市町村の動向も踏まえ検討していきたいと考えております。

- ② 申請減免の制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

#### **【回答】**

申請書につきましては、毛呂山町国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予の事務取扱要綱で様式を定めておりますが、他の市町村の様式も参考にしていきたいと考えております。また、現行の様式で不明な点につきましては説明責任を果たし簡単に申請できるよう努めて参ります。

### **(4) 住民に寄り添った国保税の徴収を行なってください**

地域経済の低迷や税制改正の影響など中小企業や自営業者、農林業などの経営環境が悪化し、国保税などの納税が遅れる状況を引き起こしています。このような時に、滞納処分や保険証の取り上げは受療権を奪うことにつながります。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、生活を支援し、再び納税者になれることを住民は望んでいます。地域住民と行政の信頼関係を築く対応が重要と考えます。

- ① 滞納する生活困窮者に生活支援する部署と連携し、住民に寄り添った対応を行なってください。

#### **【回答】**

滞納者の経済状況などについては、納税相談等を通じて把握に努めています。

生活再建から滞納解消まで繋げることができるよう、各相談窓口を案内し、加入世帯それぞれの実態に合わせた対応を推進してまいります。

- ② 滞納処分にあっては、差押え禁止のルールを守り、最低生活費は保障してください。

#### **【回答】**

給与や年金の差し押さえについては、法律により差し押さえ禁止額が定められており、基本的にはそれを超えて差し押さえることはできません。また、差し押さえを前提として納税相談を実施しているものではなく、滞納状況、収入、財産及び家族形態等を考慮し、総合的に判断した上で、差し押さえ財産がある場合に執行しています。

### **(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

2018 年のアンケートでは資格証明書が 1,000 世帯以上に発行され、保険証の窓口留置は 4,000 世帯以上もありました。保険税の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に保険

証は交付しなければ、医療機関を利用できない住民が発生します。住民の健康権が侵害されることがあってはならないと考えます。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送すること。

**【回答】**

当町では保険証、短期証及び資格証明書を交付しております。税の公平性、納税相談の機会確保のため実施しておりますのでご理解いただきたいと存じます。

② 窓口留置は行なわないでください。

**【回答】**

当町では保険証、短期証及び資格証明証に関しては簡易書留郵便で発送しております。不在等で受理できない場合、郵便局で一定期間保管後町に返戻され保管しておりますのでご理解いただきたいと存じます。

③ 資格証明書は発行しないでください。

**【回答】**

資格証明書に関しては、税の公平性、納税相談の機会確保の観点から定期的にご納付、ご相談いただけない方に止むを得ず発行しております。また、資格証明書の対象者には弁明の機会を設け、事情によっては発行しない場合もございますのでご理解いただきたいと存じます。

**(6) 住民参加の国保運営を行なってください。**

国保運営協議会の委員を公募する自治体が増えています。国保運営は、一般財源からの繰入れを行うことから住民の理解は重要と考えます。住民全体を対象に、国保のしくみや現状が良く説明され、理解が得られるように運営していただきたいと考えます。

① 委員を公募制にしてください。

**【回答】**

公募については考えておりませんが引き続き調査、検討して参ります。

② 公聴会を開くなど市民の意見が十分反映するよう運営の改善に努力してください。

**【回答】**

公聴会については考えておりませんが調査、検討して参ります。議事録については開示請求にて公開しておりますのでご理解いただきたいと存じます。

**(7) 保健予防事業を拡充してください。**

健康を阻害する要因は、自然環境の改善とともに、経済的格差や労働環境の改善など多くの要因があると考えます。健康づくりは住民とともに取り組むことが重要と考えます。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

**【回答】**

特定健診の自己負担額は、実質委託料の1割以下の500円（ワンコイン）で設定しております。自己負担の廃止につきましては、特定健診以外の各制度との整合性・負担の公平性・財政面などから非常に難しいものと考えております。しかしながら、県内及び近隣市町などの動向を注視し、突出した個人負担とならないよう、各制度との整合性

を図りながら助成制度の維持に努めてまいります。

② 実施期間などの延長や健診項目の追加など制度を拡充してください。

**【回答】**

特定健診実施期間は6月～12月に設定しております。健診対象者抽出や案内通知準備、費用決裁等の各種事務手続きのための期間を考慮しての設定となっております。

健診項目については、厚生労働省が定める手引きに基づいた項目の他、町独自の追加項目として腎機能検査を取り入れ、生活習慣病の早期発見に努めております。

③ 住民の健康づくり・保健予防活動の推進をはかるため、保健師を増員してください。

**【回答】**

保健師数については、平成28年度に3名増員しております。

健康づくりのためには、町民の皆様が自ら健康管理を意識・実践していくことも重要です。そのための支援として、生活習慣病予防教室をはじめとする各種健康教室やいきいきサロンの中で、毛呂山町オリジナル健康体操「ともろ一体操」のPRを行うとともに、DVD・CDの配布をしております。また、健診後の生活習慣病予防自主勉強会について、保健師や栄養士が支援を行っております。さらに、毛呂山町健康マイレージ事業を実施することで、町民の皆様が楽しみながら健康づくりに取り組めるよう支援しております。

④ 個人情報の管理に留意してください。

**【回答】**

健診等事業実施において、委託先と町との契約書の中で、個人情報の取り扱いについて規定し、個人情報保護を管理しております。

## 2、後期高齢者の受療権を保障してください。

ひとり暮らしの高齢者や低所得の高齢者が増えています。経済的理由などによりためらうことなく、受診につながる対応が重要と考えます。

(1) 滞納世帯であっても資格証明書、短期保険証は発行しないでください。

**【回答】**

資格証明書につきましては、制度発足以来、交付された被保険者はおりません。滞納者に対しましては、文書催告のみでなく臨戸訪問を実施して、極力短期保険証の交付とにならないよう保険料の納付相談をして参ります。

なお、短期保険証の発行につきましては、あくまでも滞納者との折衝の機会の確保を目的に運用し、保険料負担の公平性や相互扶助の精神の必要性の理解に努めて参りたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思ひます。

(2) 健康長寿事業を拡充してください。

**【回答】**

町民に自己健康管理意識を高めてもらうために、生活習慣病予防教室、健康運動教室、成人健康相談を実施しております。また、毛呂山町健康マイレージ事業、埼玉県コバト

ン健康マイレージなど、町民が楽しみながら健康管理をできるインセンティブ事業を実施しております。参加者増加のために、広報・ホームページ・チラシ・ポスター・他事業内での案内など、事業周知に努めて参ります。

(3) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

#### 【回答】

後期高齢者健診の自己負担額は、実質委託料の1割以下の500円（ワンコイン）で設定しており、各種ガン検診の自己負担額についても、県内他市町村に比べて安価に抑えております。また、歯科検診は無料で実施しております。

人間ドックの助成につきましては、国民健康保険被保険者への助成制度と同様に、受検に要する費用の2分の1以内で3万円を上限に助成を行なっている状況でございます。

自己負担の廃止につきましては、後期高齢者以外の方の各制度との整合性・負担の公平性・財政面などから検討すべきものと考えております。しかしながら、県内及び近隣市町村などの動向を注視し、突出した個人負担とならないよう、各制度との整合性を図りながら各種検診制度の充実に努めて参ります。

## 2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 地域支援事業・介護予防事業の財政確保と体制は、自治体が主体者として責任を果たしてください。

(1) 必要な財政確保をおこなってください。

第7期介護保険事業が1年を経過し、地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業費は予想どおりに推移していますか。予想どおりとなっていない場合、その事業と内容、原因、対応を教えてください。また、地域支援事業の予算が予想を超えた場合でも必要なサービスは維持してください。

#### 【回答】

第7期毛呂山町高齢者総合計画におきまして、地域支援事業の費用見込額について、平成30年度は、介護予防・日常生活支援総合事業を64,301,000円、包括的支援事業・任意事業を31,288,000円、合計95,589,000円と見込んでおりました。これに対しまして、決算見込額は介護予防・日常生活支援総合事業が、55,379,387円、包括的支援事業・任意事業が26,101,425円、合計81,480,812円となっており、概ね想定内の費用額となっております。今後とも伸展する超高齢社会を見据え、高齢者の皆様が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、必要なサービスを考慮しながら適切な事業実施に努めて参ります。

(2) 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の体制をとってください。

地域支援事業・介護予防事業のA類型・Bタイプの担い手づくりが、それぞれどのようにおこなわれているか、その養成方法と規模、実際の担い手になっている人数と事業の数、今後の推移も教えてください。

#### 【回答】

本町では、介護予防・日常生活支援総合事業において、住民を主体とした訪問型サービスBを令和元年度より開始しております。サービスの担い手につきましては、毛呂山町社会福祉協議会に委託しております生活支援体制整備事業において、ボランティアを養成しております。平成30年度は全4日間の養成講座を開催し、14名のご参加をいただき、平成30年度末現在で10名の登録をいただいております。引き続き、今年度も同様の講座を計画しております。訪問型サービスBの見込量につきましては、第7期毛呂山町高齢者総合計画の最終年度である令和2年度には月15名程度の利用を見込んでおります。

## 2、 訪問・通所介護の総合事業は、現行相当サービスを確保するとともに、サービス提供事業所の確保と運営への支援を行なってください。

- (1) 総合事業においては専門家による支援体制を維持した現行相当サービスを確保し、利用者の機能が低下しないようにしてください。
- (2) 介護従事者の処遇を維持・改善し、事業者の経営を安定させるため、介護予防・生活支援サービスの単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障してください。

### 【回答】

(1)について

介護予防・日常生活支援総合事業における多様なサービスにつきましては、高齢者の皆様が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、現行相当サービスを確保しつつ、必要なサービスについても考慮しながら今後も調査・研究に努めて参ります。

(2)について

本町では平成28年3月から総合事業を開始しておりますが、本町の訪問型サービス及び通所型サービスの単価については、従前相当の額にしております。

## 3. 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援をおこなってください。

- (1) 高齢者の自立支援・重度化防止がいられていますが、高齢者の身体機能向上に重点化した施策に特化しないでください。

高齢者の身体機能向上は生活のためのひとつの要素となりますが、高齢者の在宅支援のための多方面からの支援策が必要です。自治体の高齢者の在宅支援の重点施策を教えてください。

### 【回答】

高齢者の在宅支援の重点施策といたしましては、緊急事態における不安解消のため緊急通報システム事業や在宅高齢者の安否確認や見守り活動を兼ねた給食サービスがございます。

- (2) 認知症の方、認知症の方にかかわる方への支援を強化してください。

認知症当事者への支援策として効果を発揮している自治体のとりくみを教えてください。また、認知症の方にかかわる方への支援策で好評なものを教えてください。

### 【回答】

認知症当事者の支援策といたしまして、認知症当事者の居場所としても機能する「認知症カフェ（オレンジカフェ）事業」のほか、専門職が本人や家族からの相談を受け医

療機関等の適切な機関に繋げる「もの忘れ相談会事業」、認知症になっても可能な限り住み慣れた地域で生活するための仕組みや社会資源が記載された「認知症ケアパスガイドブック」の作成などがございます。さらに、認知症高齢者の見守り事業といたしまして、見守りシールの交付を行っております。

また、好評な支援策といたしまして、認知症の症状はあるものの受診やサービス利用に繋がらない場合に専門職が訪問等で介入する「認知症初期集中支援事業」がございませぬ。いずれも専門職等が他職種で連携して、複数の施策が有機的に繋がるような取組を行っております。

**(3) 在宅生活を保障するための定期巡回 24 時間サービスの拡充をはかってください。**

定期巡回 24 時間サービス提供をおこなうにあたっての課題と、課題克服に必要なことを教えてください。

**【回答】**

一般的な課題としては、介護職員の不足・連携訪問看護ステーションの確保が困難、ケアマネジャー・利用者・家族への周知や理解不足などが挙げられます。本町では、平成30年2月1日に定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定を行っており、事業所と連携を図り、ケアマネジャー、利用者・家族等に対し必要な情報提供を行い、制度周知を図る必要があると考えております。

**4、 介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障してください。**

**(1) 介護労働者の処遇改善について、独自の補助制度を設けるなど施策を講じてください。また、国に対して介護報酬加算ではなく、一般財源による国の責任で処遇改善を図るよう要請して下さい。**

介護労働者の人手不足は、介護保険制度の運営の根幹にかかわる問題です。人材の確保と定着に向けた独自の処遇改善施策を行なってください。また、2019年4月より「働き方改革関連法」の施行にともなう労働時間上限規制や年休の計画取得などが実施されます。法令遵守の徹底と、事業主への法律施行にともなう具体的相談援助をおこなってください。

**【回答】**

介護労働者の人材確保と定着を促す支援につきましては、町といたしましても安定した雇用は事業所運営に不可欠であることから、国による処遇改善・制度充実について国等に、機会を見て働きかけて参りたいと考えます。

なお、介護労働者の処遇改善について町独自の施策については実施しておりませんが、埼玉県介護職員雇用推進事業などへ協力を行っていきたいと考えております。

**(2) 介護職種の技能実習制度活用は、慎重に対応してください。介護分野での技能実習制度および特定技能実習制度の利用状況を把握してください。**

技能実習制度は、先の臨時国会でも外国人労働者の「人権侵害」問題が取り上げられています。また人手不足現場の低賃金、長時間労働を改善しないまま、安く使える労働者を増やすものとして懸念されます。介護労働現場は、認知症の方への対応など専門的なアプローチが必要です。利用者にとっても不都合が起きかねない技能実習制度は、慎重に対応してください。

**【回答】**

介護職種の技能実習制度は、我が国が先進国としての役割を果たしつつ国際社会との調和ある発展を図っていくため、技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的としております。当町においても、技能実習制度を活用する事業所がいくつかありますが、課題等もあることから、情報共有をするとともに、必要な情報提供を行い適切に対応して参ります。

**(3) 介護労働者へのハラスメント防止策の徹底をおこなってください。**

介護労働現場におけるハラスメントは、使用者と労働者、利用者、利用者家族などで起こりえます。ハラスメント防止策としておこなっていることを教えてください。

**【回答】**

労働環境の改善を図り、介護労働者を確保するうえで重要な施策と考えており、サービス事業者に対し、県等で実施する研修の周知など、必要な情報提供を行っております。

また、平成31年4月10日付け厚生労働省通知による「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」を町内事業所に配布し、ハラスメント対策を周知したところでございます。

各事業者における有効な取組事例については、積極的に情報収集し、事業者指導へ活用していきたいと考えております。

**5、 特別養護老人ホームなどの増設と、制度改善をおこなってください。**

**(1) 特別養護老人ホームなどを増設してください。**

特別養護老人ホームの待機者が多数いること、高齢者人口が増える状況からも、引き続き特別養護老人ホームや小規模多機能施設等福祉系サービスを増やしてください。

**【回答】**

特別養護老人ホームの設置につきましては、その設立認可等の権限は町にはございませんが、広域から入所可能な施設であることから、利用希望を適切に把握しつつ、圏域間及び圏域内でバランスのとれた設置がなされるよう県等と調整を図りながら適切にすすめて参りたいと考えております。

なお、本町には特別養護老人ホームが現在3施設あり、定員は309床となっており、近隣及び同一人口規模市町村と比較して充足しているものと考えております。

**(2) 低所得者でも入所できるよう国に要望してください。**

特別養護老人ホームなどの利用に頼らざるを得ない高齢者が、財政的困難を理由として施設利用を断念することのないよう、低所得者でも入所できるような制度運用を国に要望してください。

**【回答】**

低所得で生計困難な利用者に対し、介護保険サービスを提供する社会福祉法人が利用者負担を軽減した場合、法人がその軽減の際に負担した費用の一部を公費（国・県・市町村）で助成することで、低所得者の利用促進を図っております。

**(3) 要介護1・2の方で入所拒否が起こらないよう、厚労省通知を徹底してください。**

平成29年3月29日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護1・2の方の



特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等に寄り添い、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。

**【回答】**

要介護2以下の人の特別養護老人ホーム入所希望者について、施設から当該申込者が特例入所対象者に該当するか否かの意見を求められた場合は、速やかに施設に対し適切な意見を表明します。また、認知症等による特別な事情がある場合については、関係団体と協議を行うなど、適切な審査を行って参ります。

**6、 新たな保険者機能強化推進交付金は、利用者本位に対応してください。**

(1) 2018年度の保険者機能強化推進交付金の金額と使途を教えてください。

**【回答】**

2018年度保険者機能強化推進交付額は、決算認定前ですが、6,483千円となっております。使途につきましては、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要な取組として地域支援事業費に活用しております。

(2) 2019年度の保険者機能強化推進交付金の見込額と使途を教えてください。

**【回答】**

2019年度保険者機能強化推進交付金につきましては、内示額等示されておきませんので現時点では未定となっております。使途についての考え方につきましては、昨年度と同様になると見込んでおります。

(3) この交付金は、要介護認定率の変化など加点につながる評価指標がありますが、機械的な対応はしないでください。

**【回答】**

評価指標につきましては、国の基準を参照しつつ、町の取組等により適切に対応して参ります。

**7、 介護保険料を引き下げてください。**

(1) 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

介護保険料改定のたびにほぼ引き上げられている介護保険料を、一般会計からの繰入などにより引き下げてください。

**【回答】**

第1号被保険者の介護保険料については、各市町村が3年ごとに策定します「介護保険事業計画」（第7期計画期間は平成30年度から平成32年度まで）に基づく介護サービスの見込により算出し、基本的に3年ごとに改定されるものとなっております。本町におきましても、計画期間中の必要となる介護サービス見込量の推計を基に算出しており、県内では3番目に低い介護保険料となっております。

今年度は、所得段階が第1段階から第3段階の町民税非課税世帯を対象に令和元年10月の消費税引き上げに伴う軽減措置を実施いたします。

また、今後も引き続き介護予防事業の積極的な推進、介護給付の適正化などを実施し、保険料の上昇をできる限り抑制して参りたいと考えております。

**(2) 低所得者への独自の保険料軽減を拡充してください。**

統計不正問題で明らかなように、労働者、国民の所得が増えていません。低所得者が増大しており、保険料が引き上がる中では、独自の保険料軽減が必要です。非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。

**【回答】**

保険料の独自減免制度につきましては、現在実施しておりません。また、介護保険財政の安定運営のためにも現状では新たに独自減免制度を創設する予定はございませんのでご理解いただきたいと存じます。

介護保険料の減免につきましては、介護保険法第142条の規定に基づき、本町の条例に基準が定められておりますので、被保険者個々の実情を考慮するとともに、当該条例の範囲内で対応して参りたいと考えております。

なお、先の東日本大震災により被災した被保険者に対しましては保険料を全額減免しているところでございます。

**(3) 介護保険料の滞納者への制裁措置は行なわないでください。**

所得が増えないなかでの、滞納制裁は滞納の抜本的解決にはなりません。制裁ではなく納付の相談を保険料軽減含め対応してください。

**【回答】**

滞納者に対する保険給付の制限は、介護保険法の規定により講じられています。被保険者間の負担の公平の観点から、保険料を確実に徴収するために行われるものです。

特に介護保険制度の財源の一部が第2号被保険者の保険料によって賄われていること、第1号被保険者のうち特別徴収によって徴収される方は確実に保険料を負担することを考えれば、保険料の未納は負担の公平性に反するものと考えております。

いずれにしても、丁寧な納付相談を通じて保険料納付をすすめていくことは重要と考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

**(4) 第7期介護保険事業計画の進捗状況を教えてください。**

第7期保険事業計画で重視する点と、計画の進捗を教えてください。被保険者数が増加しているなかでも、給付総額が減少している自治体では、どのようなとりくみをおこなっているか教えてください。

**【回答】**

本町の要介護認定率は、埼玉県内でも低く、近隣市町、同一人口規模の市町と比較しても低い認定率となっております。また、給付額、日数なども全般的に少なくなっており、これは、町で実施している介護予防事業の効果によるものと考えております。本町の通いの場への参加率は、埼玉県平均と比較して4倍となっており、同様に認定率の低い近隣町についても、通いの場への参加率が高くなっております。今後も介護予防事業の普及・啓発を図って参ります。

**8、 利用料の減免制度の拡充を行ってください。**

「保険あって介護なし」と言われる状況がひろがっています。利用したくても利用料負担が重くのしかかっています。利用しやすい減免制度と低所得の方へのきめ細やかな

対応のできる減免制度としてください。

**【回答】**

利用料の独自減免制度につきましては、現在実施しておりませんが、利用者の負担軽減については、介護保険制度の中で低所得者への軽減措置の制度がありますので、それらの制度を十分活用することにより対応を図って参りますので、ご理解いただきと思います。

**9、 高齢者の尊厳を尊重する支援をひろげ、虐待防止策の充実を図ってください。**

包括支援センターなど、高齢者虐待の相談件数と深刻な相談への対応を教えてください。虐待防止として有効な方策を教えてください。

**【回答】**

平成30年度の虐待の相談件数は延べ80件。虐待の相談案件については原則、訪問をしたうえで緊急性を判断し対応しております。

虐待防止の方策といたしまして、養護者の方が虐待に至る前に相談し、適切なサービスを利用することで養護者の方の精神的・肉体的な負担を軽減することが必要であると考えております。養護者の方が地域の中で気軽に相談できるような体制づくりと、自分の行っている行為や発言が虐待につながることをしないよう、虐待に対する正しい知識の普及啓発も重要と考えております。

### **3. 障害者の人権とくらしを守る**

**1、 障害者地域生活支援拠点事業について、安定した予算措置をしてください。**

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップアップが必要です。

- (1) 進捗状況を教えてください。

**【回答】**

広域での整備に向け、近隣市町と協議を進めております。

- (2) 民間任せではなく、行政として体制整備、基盤整備の予算化を進めてください。

**【回答】**

行政として必要な事業については実施して参ります。

- (3) 入所の機能を持った施設を拠点とし、地域で安心して暮らせるようにしてください。

**【回答】**

障害者が地域で安心して暮らしていくために、必要な機能の整備を進めて参ります。

- (4) 当事者の声を反映する事業としてください。

**【回答】**

アンケート調査等によりニーズ等を把握して参ります。

**<参考>**

障害者地域生活支援拠点事業の地域での取り組みについて（国の方針）

各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応・専門性、地域の体制づくり）を地域に整備していく。

必要な居住支援の機能の整備について、協議会等の議論を踏まえ、障害福祉計画に推進する。平成29年度末までに各市町村は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。

① 「多機能拠点」を整備する方法【多機能拠点整備型】

○GH併設型

○単独型

② 面的に機能を整備する方法【面的整備型】

③ 障害者支援施設の活用 等

## 2、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

(1) 障害者支援施設だけでなく、グループホームへの入所希望者も把握してください。

**【回答】**

本人・家族の希望の把握し、障害程度に応じた居住の場を選択し利用できるよう努めて参ります。

(2) それにともなって、具体的な整備計画をつくってください。

**【回答】**

障害者福祉計画の施策の一つとして、グループホームの整備・充実を図り、住まいの場の確保に努めて参ります。

(3) 点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

**【回答】**

障害者・家族の高齢化に伴う緊急時の対応等についての相談には、個々の状況に応じて適切に対応するとともに、関係機関と連携しながら体制整備に努めて参ります。

## 3、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

(1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

**【回答】**

重度心身障害者医療費助成制度の実施については、町単独での制度維持は困難なため、県の補助金交付要綱に準じて実施しております。制度の継続性を確保するためにも所得制限、年齢制限はやむを得ないものと考えております。一部負担金の導入については現在のところ導入予定はございません。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

**【回答】**

現物給付については、医師会・歯科医師会に協力をいただき、その圏域である毛呂山町・越生町の指定医療機関で、すべての医療保険加入者について実施し、本人・家族の経済的負担軽減と申請手続きの軽減を図っております。現物給付の広域化については、努力して参ります。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。

**【回答】**

重度心身障害者医療費助成制度の実施については、町単独での制度維持は困難なため、県の補助金交付要綱に準じて実施しております。

**4、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。**

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村は実施してください。

**【回答】**

生活サポート事業については、すでに実施しております。

- (2) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

**【回答】**

対象者に難病患者を加えるなど対象者の拡大を行っております。

- (3) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

**【回答】**

町単独で利用料の一部を補助し、利用者の負担軽減を図っております。

- (4) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

**【回答】**

機会をとらえて県へ働きかけて参ります。

**5、 福祉タクシー制度などについて拡充してください。**

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

- (1) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

**【回答】**

毛呂山町では福祉タクシー券の交付のみとなっておりますが、所得制限や年齢制限などは実施しておりません。なお、町内巡回バスについては障害者は無料で利用できるなど、移動手段の充実に努めております。

- (2) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

**【回答】**

近隣市町村の実施状況を把握するとともに、機会をとらえて県へ働きかけて参ります。

**6、 災害対策の対応を工夫してください。**

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 災害時要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。

**【回答】**

避難行動要支援者名簿につきまして、毛呂山町では同居のご家族がいても名簿対象としております。

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

**【回答】**

毛呂山町では民間事業所との協定を含め8施設を福祉避難所として指定しております。協定に基づき、受入側利用者の状況や被災状況等安全確認を行ったうえで開設の判断をいたします。

- (3) 避難所以外でも、避難生活している人に、救援物資が届くようにしてください。

**【回答】**

在宅の避難者であっても、必要としている方に物資の提供を行います。

- (4) 災害時、民間団体の訪問を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

**【回答】**

避難所内における要配慮者対応として、保健師等による巡回班が巡回し、個別のニーズを聞き取ったうえで必要に応じ、福祉事業所等の利用支援を行います。また、在宅の要介護者及び障害者の支援については、ケアマネージャー又はサービス利用計画作成事業所等支援者との連携が必要であると考えますので、発災時には福祉担当課と連携しながら対応を検討してまいります。

## 4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

**【保育】**

**1、 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。**

- (1) 待機児童の実態を教えてください。

- ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

**【回答】**

本町において、待機児童はいません。潜在的な待機児童については、町外の特定園のみを希望して入所できなかった方が1名います。

② 既存保育所の定員の弾力化（受け入れ児童の増員）を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

**【回答】**

令和元年7月現在において、3歳児利用定員合計88人に対して、92人の弾力化を行いました。それ以外の年齢については、利用定員の範囲内の入所となっております。

**(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。**

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

**【回答】**

本町において、待機児童がないため、これまでどおり適正な保育施設の配置に努めてまいります。

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

**【回答】**

育成支援児童を含めて保育を希望する児童の受け入れが可能となるよう、保育士等の体制整備を進めてまいります。

③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

**【回答】**

本町において、待機児童がないため、これまでどおり適正な保育施設の配置に努めてまいります。

**2、 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善し、増員してください。**

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

**【回答】**

現在制度としてある処遇改善に係る制度について、全ての民間保育施設が受けることができるよう指導してまいります。その後、自治体独自の保育士の処遇改善については、財政当局と相談のうえ検討してまいります。

**3、 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。**

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしか

かることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され実費徴収化されます。

- (1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

**【回答】**

0歳から2歳児については、同一世帯で扶養されている兄弟の年齢制限なく第3子については保育料を無償とする施策を継続してまいります。また、保育料が無償化される3歳以上児の給食食材料費（副食費）については、これまでの保育料よりも負担となることがないように軽減措置を検討いたします。

**4、 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。**

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならない、そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

- (1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

**【回答】**

これまでも認可外保育施設については年間1回の立入調査を実施し、安心安全な保育が実施されるよう指導を行ってまいりました。今後も適正な指導を実施してまいります。

- (2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

**【回答】**

保育施設の適正配置に努め、保育の質の向上が図れるよう指導を行うとともに、入所を希望する児童が入所できるよう必要な支援を行ってまいります。

**【学童】**

**5、 学童保育を増設してください。**

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

**【回答】**

当町では、学童保育の待機児童は0となっており、必要とするすべての世帯の入所が可能な状態です。また、「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育を進めるため、令和元年度に学童保育所を増設いたします。子どもたちが安心して過ごせるよう、今後も引き続き、放課後児童健全育成事業の推進に努めてまいります。

**6、 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。**

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で37市町（63



市町村中 59%)、「キャリアアップ事業」で 23 市町(同 37%)にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

**【回答】**

放課後児童支援員等の処遇改善を図ることは、児童の安心・安全な居場所を確保するとともに、次世代を担う児童の健全な育成に必要なことと考えております。当町の学童保育指導員の処遇改善については、学童保育所の運営を委託している NPO 法人毛呂山町学童保育の会と協議を進めながら今後十分検討してまいります。

**7、 政府に対して、自らが定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、規制緩和を行うことのないように働きかけてください。**

**【回答】**

当町では、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、「毛呂山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」により、放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに 2 人以上とするなどの最低基準を定めております。これにより、当町では、放課後児童健全育成事業を利用している児童が、明るくて、衛生的な環境において、教養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保証するとともに、今後も引き続き、最低基準を常に向上させるように努めてまいります。

**【子ども医療費助成】**

**8、 子ども医療費助成制度の対象を「18 歳年度末」まで拡大してください。**

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであると考えます。また、埼玉県も制度を拡充し、当面は中学 3 年まで助成すべきであると考えています。

- (1) 子ども医療費の無料化を「18 歳年度末」まで拡充している場合は、引きつづき継続してください。まだ行なっていない場合は、実施を検討して下さい。

**【回答】**

子ども医療費の受給対象年齢を 18 歳年度末まで拡大することにつきましては、県の補助対象外のため、町の単独事業となります。そのため、実施にあたりましては財政状況等を考慮する必要がありますので、検討課題とさせていただきます。

- (2) 国や県への要請を行なってください。

**【回答】**

子ども医療費助成制度の実施にあたっては、町単独ではなく、安定した財源が必要と考えます。そのため、機会をとらえ埼玉県及び県を通じて国へ意見を伝えていきたいと考えております。

**5. 住民の最低生活を保障するために**

**1、 生活保護の「しおり」をカウンター上などに置いて、住民の皆さんが自由に手に取れるようにしてください。**

- (1) 「しおり」には、①憲法第 25 条、生活保護法の法的根拠が記載され憲法上の権利を明確に明記すること、②保障されるのは「健康で文化的な生活」であること、③利用者の義務だけでなく、権利を明記していること、④保護決定は原則 14 日以内、長くとも 30 日以内であること、⑤扶養義務は保護の要件でないこと、⑥保護の基準額、加算など具体例で明示すること、などを明記してください。

**【回答】**

現在、保護条件等を記載した生活保護の「しおり」をパンフレットスタンドに設置し、制度周知に努めております。

- (2) 制度が知られていないために誤解や偏見が生じ、生活に困窮した場合でも、生活保護制度に行きつかない、必要な他の法令や施策を利用できない事態も生じています。生活保護制度への正しい理解で、必要な人の制度利用が進められるようにしてください。

**【回答】**

職員が生活保護制度について正しく理解できるよう、各種研修には積極的に参加し、実施期間である県西部福祉事務所と連携しながら、適正な運用に努めて参ります。

**2、生活保護の申請者に対しては、直ちに申請書を交付し、受理してください。申請拒否と疑われることのない対応をしてください。**

「家族・親族に相談してから」「求職活動をやってから」「家や車を処分してから」など、水際作戦と疑われる対応がいまだに行われているところがあります。制度の説明後には、直ちに申請の意思を確認し、申請書の交付、受理をしてください。指導、調査等は、申請受理後に行ってください。

**【回答】**

実施機関である県西部福祉事務所と連携しながら、生活保護の本旨に基づき、適正な運用に努めて参ります。

**3、保護利用者に交付される「生活保護決定・変更通知書」は、誰が見てもわかりやすい書式にしてください。**

現在保護利用者に交付されている「保護決定・変更通知書」には支給額のみ印字であり、扶助費の明細、計算方法などが全く分からず、過誤払いや過少払いが多発する原因ともなっています。2019 年 10 月からの保護基準改定により、計算がより複雑になり、現業職員は説明を求められても明確な回答ができない状態です。こうしたことをなくすために、「保護決定・変更通知書」は扶助費の明細、計算方法などを明記しわかりやすい書式に変えてください。

**【回答】**

実施機関であります県西部福祉事務所に伝えて参ります。

**4、ケースワーカーを増員するとともに、専門職としての研修を充実させ、親切・丁寧な対応ができるようにしてください。**

毎年の資産調査や要保護世帯の状況の複雑化によって現業職員の負担が増えています。そのなかで未だに国が示す標準数に達していない福祉事務所が多くあります。また、研修が不十分なために、申請者や保護利用者に適切なアドバイス等が行われないことが

往々に見受けられます。制度を習得するとともにケースワーク業務に誇りがもてるようにしていただきたいと思います。このような事から、ケースワーカーの増員を行なってください。

**【回答】**

実施機関であります県西部福祉事務所に伝えて参ります。

**5、 埼玉県の法外援護である修学旅行準備金、制服買替費用の支給に漏れがないようにしてください。**

法外援護の支給を知らずに、修学旅行の積立ができず修学旅行を断念する事態が起こらないように、対象世帯には文書で「お知らせ」を届け、説明を徹底してください。

**【回答】**

実施機関であります県西部福祉事務所に伝えて参ります。

**6、 自宅にエアコン等のない65歳以上高齢者のみ世帯、障害・傷病世帯、要介護度4以上の方のいる世帯、就学前の子どものいる世帯等の「熱中症弱者」に、エアコン等冷房機器購入費の助成制度を創設するよう、国や県に要請して下さい。**

近年地球温暖化によるともいわれる酷暑が列島を覆い、昨年7月には熊谷市で41・1度という、人の生存をも脅かしかねない高温を記録しました。同月に熱中症で救急搬送された人は全国で54,220人、埼玉県内は3,316人と全国4番目の多さですが、死亡した人は12人と全国最多となりました。今後も酷暑が予想される中で、低所得のためにエアコンなどを購入できない、また保有してはいるが電気代が心配で使えないと言った市民・町民の皆さんの命を守るために、助成制度の創設を国や県に要請してください。

**【回答】**

必要に応じて国や県に要望して参ります。

**7、 地域の生活困窮者の状況を把握し、積極的な施策を行なってください。**

行政の各部署が連携して生活困窮者に対応できるよう、生活困窮者自立支援法を適切に利用して、生活保護が利用できる人を除外する事のないようにしてください。

**【回答】**

福祉課窓口だけでなく、福祉課窓口以外に相談があった場合でも、住民が生活に困窮していると思われた場合には、実施期間機関である県西部福祉事務所と連携しながら、適正な運用に努めて参ります。